

## 原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センター 及び基幹高度被ばく医療支援センターの指定要件確認

令和4年9月28日  
原子力規制庁

### 1. 趣旨

本議題は、現在、原子力災害医療・総合支援センター<sup>1</sup>（4機関）、高度被ばく医療支援センター<sup>2</sup>（5機関）及び基幹高度被ばく医療支援センター<sup>3</sup>（1機関）（以下「高度被ばく医療支援センター等」という。）に指定されている機関が、引き続き高度被ばく医療支援センター等として「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」（令和4年4月6日全部改正）（以下「指定要件」という。）を満たすことについて、原子力規制庁の確認結果の了承及びその旨を通知することの決定について付議するものである。

### 2. 経緯

現在の高度被ばく医療支援センター等は、原子力災害対策指針及び「原子力災害拠点病院等の施設要件」（平成30年7月25日全部改正）に基づき、平成31年3月13日に要件の確認等を受けている。

令和4年4月6日に指定要件が改正されたことから、新たな指定要件に基づき、原子力規制庁において、令和4年7月6日から同年9月12日の期間に、各機関から提出された報告書について書類確認及び現地調査を実施した。

### 3. 指定要件の確認

書類確認及び現地調査により、各機関が高度被ばく医療支援センター等の指定要件を満たしていることを確認した結果を別紙1のとおり取りまとめたので、この確認結果について了承いただきたい。また、確認結果について了承が得られれば、各機関に対し、別紙2のとおり通知することを決定していただきたい。

### 4. 今後の予定

原子力規制委員会にて決定の後、別紙2について速やかに通知する。

<sup>1</sup> 国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学の4機関

<sup>2</sup> 国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学の5機関

<sup>3</sup> 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の1機関

<資料一覧>

- 別紙 1 国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に係る指定要件確認結果
- 別紙 2 高度被ばく医療支援センター等の確認結果について（通知）（案）
- 参考 1 高度被ばく医療支援センター等 指定要件確認書
- 参考 2 高度被ばく医療支援センター等に係る業務方針
- 参考 3 原子力災害対策指針（抜粋）
- 参考 4 原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件

国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、  
国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学及び  
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に係る指定要件確認結果

令和 4 年 9 月 14 日  
原子力規制庁

1. 国立大学法人弘前大学

(1) 確認の結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）が、国立大学法人弘前大学（以下「報告者 1」という。）から原子力災害対策指針及び「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」（以下「指定要件」という。）に基づき報告のあった『「原子力災害医療・総合支援センター」指定要件確認事項報告書』（令和 4 年 7 月 4 日付け弘大被第 4－8 号）及び『「高度被ばく医療支援センター」指定要件確認事項報告書』（令和 4 年 7 月 4 日付け弘大被第 4－7 号）について、指定要件に沿って確認した結果、報告者 1 は原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターの指定要件を満たしている。

(2) 報告の概要

報告者 1 が提出した『「原子力災害医療・総合支援センター」指定要件確認事項報告書』及び『「高度被ばく医療支援センター」指定要件確認事項報告書』並びに報告者 1 の説明によれば、報告の概要は以下のとおりである。

1) 前回申請時（平成 30 年度）からの変更点

ア. 指定要件の改正に伴う変更

指定要件の改正（令和 4 年 4 月 6 日全部改正）に伴い、記載内容を指定要件に沿ったものとしている。

イ. 人事異動等に伴う記載人員の変更

学内外の人事異動等に伴い、記載人員を一部変更としている。

ウ. 使用する資機材等の更新、校正に伴う記載内容の変更

原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センター

で使用する資機材等の更新や直近の校正に伴い、記載資機材等を一部変更としている。

### (3) 確認の内容

本件確認に当たっては、報告者1が提出した『「原子力災害医療・総合支援センター」指定要件確認事項報告書』及び『「高度被ばく医療支援センター」指定要件確認事項報告書』の書類確認並びに規制庁担当者による現地確認及び報告者1のヒアリングを実施した。

その内容は以下のとおりである。

#### 1) 指定要件の改正に伴う変更

##### ア. 原子力災害医療・総合支援センター

報告者1は、原子力災害医療・総合支援センターの指定要件で定めている(3)①のうち新たに追加されたB)の項目について、高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修を各職員が定期的に受講している。

さらに、(3)④のC)の項目について、拠点病院等に対し、業務継続計画を整備するための体制として、医師2名、看護師1名、診療放射線技師1名を確保し、拠点病院等に対して助言を行っている実績があるとしている。

なお、(6)B)、C)、D)については、原子力災害に対応できる業務継続計画を整備していること、整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を令和4年度内に実施する予定であること、原子力災害医療・総合支援センターとしての役割を担うための業務方針を策定していることを確認した。

規制庁は、本報告において指定要件の改正に伴う変更箇所について、改正後の指定要件を満たしていることを確認した。

##### イ. 高度被ばく医療支援センター

報告者1は、高度被ばく医療支援センターの指定要件で定めている(3)①のうち新たに追加されたC)及びD)の項目について、立地道府県等、拠点病院、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターが行う研修に対し、研修カリキュラムや資料の作成・見直し、研修講師の養成等の支援が行える体制として、また、基幹高度被ばく医療支援センターが指定されている場合は、基幹高度被ばく医療支援センターが行うカリキュラムや資料の作成・見直し、講師の養成等の支援に協力する体

制として、医師2名、看護師1名、診療放射線技師2名、教育職員1名を配置している。また、E)の項目について、高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修を各職員が定期的受講している。

(3) ④のA)の項目について、甲状腺被ばく線量モニタリングの測定要員の派遣調整を行うことができる体制として、診療放射線技師7名、教育職員1名を配置している。また、B)の項目について、立地道府県等が行う原子力災害対策に協力することについてその実績があることを確認した。

さらに、(4) D)、E)、F)の項目について、原子力災害医療・総合支援センターの確認内容のとおり、原子力災害に対応できる業務継続計画を整備していること、整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施する予定であること、高度被ばく医療支援センターとしての役割を担うための業務方針を策定していることを確認した。

規制庁は、本報告において指定要件の改正に伴う変更箇所について、改正後の指定要件を満たしていることを確認した。

## 2) 人事異動等に伴う記載人員の変更

### ア. 原子力災害医療・総合支援センター

報告者1は、本報告に当たり、原子力災害医療・総合支援センターの指定要件で定めている(1) ①、②、③、(3) ①、②、③、④、(4)、(5)及び(6)について、人事異動等に伴う人員変更があるとしている。

規制庁は、本報告において人事異動等に伴う記載人員の変更について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

### イ. 高度被ばく医療支援センター

報告者1は、本報告に当たり、高度被ばく医療支援センターの指定要件で定めている(1) ①、②、③、(3) ①、②、③、④及び(4)の各項目について、人事異動等に伴う人員変更があるとしている。

規制庁は、本報告において人事異動等に伴う記載人員の変更について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

## 3) 使用する資機材等の更新、校正に伴う記載内容の変更

### ア. 原子力災害医療・総合支援センター

報告者1は、本報告に当たり、原子力災害医療・総合支援センターの指定要件で定めている項目のうち、(2) ①、②及び(4)について、使用

する資機材等の更新、校正に伴う記載内容の変更があるとしている。

具体的には、治療に用いる薬剤を更新していること、衛星回線で使用する資機材を更新していること、測定機器類の校正をしていることのほか、資機材については適切な保管場所を確保している。

規制庁は、本報告において使用する資機材等の更新、校正及び管理方法について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

#### イ. 高度被ばく医療支援センター

報告者1は、本報告に当たり、高度被ばく医療支援センターの指定要件で定めている項目のうち、(2)①及び②について、使用する資機材等の更新、校正に伴う記載内容の変更があるとしている。

規制庁は、本報告において使用する資機材等の更新、校正及び管理方法について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

以上のことから、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターの指定要件に定める項目を満たしていることを確認した。

## 2. 公立大学法人福島県立医科大学

### (1) 確認の結果

規制庁が、公立大学法人福島県立医科大学（以下「報告者2」という。）から原子力災害対策指針及び指定要件に基づき報告のあった『「原子力災害医療・総合支援センター」指定要件確認事項報告書』（令和4年7月1日付け4医大病第404号）及び『「高度被ばく医療支援センター」指定要件確認事項報告書』（令和4年7月1日付け4医大病第404号）について、指定要件に沿って確認した結果、報告者2は原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターの指定要件を満たしている。

### (2) 報告の概要

報告者2が提出した『「原子力災害医療・総合支援センター」指定要件確認事項報告書』及び『「高度被ばく医療支援センター」指定要件確認事項報告書』並びに報告者2の説明によれば、報告の概要は以下のとおりである。

#### 1) 前回申請時（平成30年度）からの変更点

##### ア. 指定要件の改正に伴う変更

指定要件の改正（令和4年4月6日全部改正）に伴い、記載内容を指定要件に沿ったものとしている。

##### イ. 人事異動等に伴う記載人員の変更

学内外の人事異動等に伴い、記載人員を一部変更としている。

##### ウ. 使用する資機材等の更新、校正に伴う記載内容の変更

原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターで使用する資機材等の更新や直近の校正に伴い、記載資機材等を一部変更としている。

### (3) 確認の内容

本件確認に当たっては、報告者2が提出した『「原子力災害医療・総合支援センター」指定要件確認事項報告書』及び『「高度被ばく医療支援センター」指定要件確認事項報告書』の書類確認並びに規制庁担当者による現地確認及び報告者2のヒアリングを実施した。

その内容は以下のとおりである。

## 1) 指定要件の改正に伴う変更

### ア. 原子力災害医療・総合支援センター

報告者2は、原子力災害医療・総合支援センターの指定要件で定めている(3)①のうち新たに追加されたB)の項目について、高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修を各職員が定期的に受講している。

さらに、(3)④のC)の項目について、拠点病院等に対し、業務継続計画を整備するための体制として、医師2名を確保し、拠点病院等に対して助言を行っている実績があるとしている。

なお、(6)B)、C)、D)については、原子力災害に対応できる業務継続計画を整備していること、整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を令和4年度内に実施する予定であること、原子力災害医療・総合支援センターとしての役割を担うための業務方針を策定していることを確認した。

規制庁は、本報告において指定要件の改正に伴う変更箇所について、改正後の指定要件を満たしていることを確認した。

### イ. 高度被ばく医療支援センター

報告者2は、高度被ばく医療支援センターの指定要件で定めている(3)①のうち新たに追加されたC)及びD)の項目について、立地道府県等、拠点病院、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターが行う研修に対し、研修カリキュラムや資料の作成・見直し、研修講師の養成等の支援が行える体制として、また、基幹高度被ばく医療支援センターが指定されている場合は、基幹高度被ばく医療支援センターが行うカリキュラムや資料の作成・見直し、講師の養成等の支援に協力する体制として、医師3名、看護師1名、診療放射線技師2名、教育職員1名、薬剤師1名を配置している。また、E)の項目について、高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修を各職員が定期的に受講している。

(3)④のA)の項目について、甲状腺被ばく線量モニタリングの測定要員の派遣調整を行うことができる体制として、医師2名、看護師1名、診療放射線技師1名を配置している。また、B)の項目について、立地道府県等が行う原子力災害対策に協力することについてその実績があることを確認した。

さらに、(4)D)、E)、F)の項目について、原子力災害医療・総合支援センターの確認内容のとおり、原子力災害に対応できる業務継続計画を



整備していること、整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施する予定であること、高度被ばく医療支援センターとしての役割を担うための業務方針を策定していることを確認した。

規制庁は、本報告において指定要件の改正に伴う変更箇所について、改正後の指定要件を満たしていることを確認した。

## 2) 人事異動等に伴う記載人員の変更

### ア. 原子力災害医療・総合支援センター

報告者2は、本報告に当たり、原子力災害医療・総合支援センターの指定要件で定めている(1)①、②、③、(3)①、②、③、④、(4)、(5)及び(6)について、人事異動等に伴う人員変更があるとしている。

規制庁は、本報告において人事異動等に伴う記載人員の変更について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

### イ. 高度被ばく医療支援センター

報告者2は、本報告に当たり、高度被ばく医療支援センターの指定要件で定めている(1)①、②、③、(3)①、②、③、④及び(4)の各項目について、人事異動等に伴う人員変更があるとしている。

規制庁は、本報告において人事異動等に伴う記載人員の変更について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

## 3) 使用する資機材等の更新、校正に伴う記載内容の変更

### ア. 原子力災害医療・総合支援センター

報告者2は、本報告に当たり、原子力災害医療・総合支援センターの指定要件で定めている項目のうち、(2)①、②及び(4)について、使用する資機材等の更新、校正に伴う記載内容の変更があるとしている。

具体的には、治療に用いる薬剤を更新していること、衛星回線で使用する資機材を更新していること、測定機器類の校正をしていることのほか、資機材については適切な保管場所を確保している。

規制庁は、本報告において使用する資機材等の更新、校正及び管理方法について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

### イ. 高度被ばく医療支援センター

報告者2は、本報告に当たり、高度被ばく医療支援センターの指定要件で定めている項目のうち、(2)①及び②について、使用する資機材等の

更新、校正に伴う記載内容の変更があるとしている。

規制庁は、本報告において使用する資機材等の更新、校正及び管理方法について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

以上のことから、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターの指定要件に定める項目を満たしていることを確認した。

### 3. 国立大学法人広島大学

#### (1) 確認の結果

規制庁が、国立大学法人広島大学（以下「報告者3」という。）から原子力災害対策指針及び指定要件に基づき報告のあった『「原子力災害医療・総合支援センター」指定要件確認事項報告書』（令和4年7月5日付け広大被医セ第22-1号）及び『「高度被ばく医療支援センター」指定要件確認事項報告書』（令和4年7月5日付け広大被医セ第22-2号）について、指定要件に沿って確認した結果、報告者3は原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターの指定要件を満たしている。

#### (2) 報告の概要

報告者3が提出した『「原子力災害医療・総合支援センター」指定要件確認事項報告書』及び『「高度被ばく医療支援センター」指定要件確認事項報告書』及び報告者3の説明によれば、報告の概要は以下のとおりである。

##### 1) 前回申請時（平成30年度）からの変更点

###### ア. 指定要件の改正に伴う変更

指定要件の改正（令和4年4月6日全部改正）に伴い、記載内容を指定要件に沿ったものとしている。

###### イ. 人事異動等に伴う記載人員の変更

学内外の人事異動等に伴い、記載人員を一部変更としている。

###### ウ. 使用する資機材等の更新、校正に伴う記載内容の変更

原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターで使用する資機材等の更新や直近の校正に伴い、記載資機材等を一部変更としている。

#### (3) 確認の内容

本件確認に当たっては、報告者3が提出した『「原子力災害医療・総合支援センター」指定要件確認事項報告書』及び『「高度被ばく医療支援センター」指定要件確認事項報告書』の書類確認並びに規制庁担当者による現地確認及び報告者3のヒアリングを実施した。

その内容は以下のとおりである。

## 1) 指定要件の改正に伴う変更

### ア. 原子力災害医療・総合支援センター

報告者3は、原子力災害医療・総合支援センターの指定要件で定めている(3)①のうち新たに追加されたB)の項目について、高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修を各職員が定期的を受講している。

さらに、(3)④のC)の項目について、拠点病院等に対して、業務継続計画を整備するための助言等を行う体制として、医師1名、診療放射線技師1名を確保し、拠点病院等に対して助言を行っている実績があるとしている。

なお、(6)B)、C)、D)については、原子力災害に対応できる業務継続計画を整備していること、整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を令和4年度内に実施する予定であること、原子力災害医療・総合支援センターとしての役割を担うための業務方針を策定していることを確認した。

規制庁は、本報告において指定要件の改正に伴う変更箇所について、改正後の指定要件を満たしていることを確認した。

### イ. 高度被ばく医療支援センター

報告者3は、高度被ばく医療支援センターの指定要件で定めている(3)①のうち新たに追加されたC)及びD)の項目について、立地道府県等、拠点病院、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターが行う研修に対し、研修カリキュラムや資料の作成・見直し、研修講師の養成等の支援が行える体制として、また、基幹高度被ばく医療支援センターが指定されている場合は、基幹高度被ばく医療支援センターが行うカリキュラムや資料の作成・見直し、講師の養成等の支援に協力する体制として、医師2名、看護師1名、診療放射線技師4名、教育職員1名を配置している。また、E)の項目について、高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修を各職員が定期的を受講している。

(3)④のA)の項目について、甲状腺被ばく線量モニタリングの測定要員の派遣調整を行うことができる体制として、医師1名、診療放射線技師2名を配置している。また、B)の項目について、立地道府県等が行う原子力災害対策に協力することについて、その実績があることを確認した。

さらに、(4)D)、E)、F)の項目について、原子力災害医療・総合支援センターの確認内容のとおり、原子力災害に対応できる業務継続計画を整備していること、整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想

定した研修及び訓練を実施する予定であること、高度被ばく医療支援センターとしての役割を担うための業務方針を策定していることを確認した。

規制庁は、本報告において指定要件の改正に伴う変更箇所について、改正後の指定要件を満たしていることを確認した。

## 2) 人事異動等に伴う記載人員の変更

### ア. 原子力災害医療・総合支援センター

報告者3は、本報告に当たり、原子力災害医療・総合支援センターの指定要件で定めている(1)①、②、③、(3)①、②、③、④、(4)、(5)及び(6)について、人事異動等に伴う人員変更があるとしている。

規制庁は、本報告において人事異動等に伴う記載人員の変更について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

### イ. 高度被ばく医療支援センター

報告者3は、本報告に当たり、高度被ばく医療支援センターの指定要件で定めている(1)①、②、③、(3)①、②、③、④及び(4)の各項目について、人事異動等に伴う人員変更があるとしている。

規制庁は、本報告において人事異動等に伴う記載人員の変更について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

## 3) 使用する資機材等の更新、校正に伴う記載内容の変更

### ア. 原子力災害医療・総合支援センター

報告者3は、本報告に当たり、原子力災害医療・総合支援センターの指定要件で定めている項目のうち、(2)①、②及び(4)について、使用する資機材等の更新、校正に伴う記載内容の変更があるとしている。

具体的には、一部保管場所が新設された放射線災害医療研修棟に変更されていること、治療に用いる薬剤を更新していること、衛星回線で使用する資機材を更新していること、測定機器類の校正をしていることのほか、資機材については適切な保管場所を確保している。

規制庁は、本報告において使用する資機材等の更新、校正及び管理方法について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

### イ. 高度被ばく医療支援センター

報告者3は、本報告に当たり、高度被ばく医療支援センターの指定要件で定めている項目のうち、(2)①及び②について、使用する資機材等の

更新、校正に伴う記載内容の変更があるとしている。

規制庁は、本報告において使用する資機材等の更新、校正及び管理方法について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

以上のことから、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターの指定要件に定める項目を満たしていることを確認した。

#### 4. 国立大学法人長崎大学

##### (1) 確認の結果

規制庁が、国立大学法人長崎大学（以下「報告者4」という。）から原子力災害対策指針及び指定要件に基づき報告のあった『「原子力災害医療・総合支援センター」指定要件確認事項報告書』（令和4年7月4日付け長大原戦第0024号）及び『「高度被ばく医療支援センター」指定要件確認事項報告書』（令和4年7月4日付け長大原戦第0025号）について、指定要件に沿って確認した結果、報告者4は原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターの指定要件を満たしている。

##### (2) 報告の概要

報告者4が提出した『「原子力災害医療・総合支援センター」指定要件確認事項報告書』及び『「高度被ばく医療支援センター」指定要件確認事項報告書』並びに報告者4の説明によれば、報告の概要は以下のとおりである。

###### 1) 前回申請時（平成30年度）からの変更点

###### ア. 指定要件の改正に伴う変更

指定要件の改正（令和4年4月6日全部改正）に伴い、記載内容を指定要件に沿ったものとしている。

###### イ. 人事異動等に伴う記載人員の変更

学内外の人事異動等に伴い、記載人員を一部変更としている。

###### ウ. 使用する資機材等の更新、校正に伴う記載内容の変更

原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターで使用する資機材等の更新や直近の校正に伴い、記載資機材等を一部変更としている。

##### (3) 確認の内容

本件確認に当たっては、報告者4が提出した『「原子力災害医療・総合支援センター」指定要件確認事項報告書』及び『「高度被ばく医療支援センター」指定要件確認事項報告書』の書類確認並びに規制庁担当者による現地確認及び報告者4のヒアリングを実施した。

その内容は以下のとおりである。

## 1) 指定要件の改正に伴う変更

### ア. 原子力災害医療・総合支援センター

報告者4は、原子力災害医療・総合支援センターの指定要件で定めている(3)①のうち新たに追加されたB)の項目について、高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修を各職員が定期的に受講している。

さらに、(3)④のC)の項目について、拠点病院等に対し、業務継続計画を整備するための体制として、医師1名、看護師1名、診療放射線技師1名を確保し、拠点病院等に対して助言を行っている実績があるとしている。

なお、(6)B)、C)、D)については、原子力災害に対応できる業務継続計画を整備していること、整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を令和4年度内に実施する予定であること、原子力災害医療・総合支援センターとしての役割を担うための業務方針を策定していることを確認した。

規制庁は、本報告において指定要件の改正に伴う変更箇所について、改正後の指定要件を満たしていることを確認した。

### イ. 高度被ばく医療支援センター

報告者4は、高度被ばく医療支援センターの指定要件で定めている(3)①のうち新たに追加されたC)及びD)の項目について、立地道府県等、拠点病院、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターが行う研修に対し、研修のカリキュラムや資料の作成・見直し、研修講師の養成等の支援が行えることができる体制として、また、基幹高度被ばく医療支援センターが指定されている場合は、基幹高度被ばく医療支援センターが行うカリキュラムや資料の作成・見直し、講師の養成等の支援に協力する体制として医師4名、看護師1名、教育職員4名、技術職員1名を配置している。また、E)の項目について、高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修を各職員が定期的に受講している。

(3)④のA)の項目について、甲状腺被ばく線量モニタリングの測定要員の派遣調整を行うことができる体制として、医師2名、診療放射線技師2名、事務職員1名を配置している。また、B)の項目について立地道府県等が行う原子力災害対策に協力することについて、その実績があることを確認した。

さらに、(4)D)、E)、F)の項目について、原子力災害医療・総合支援



センターの確認内容のとおり、原子力災害に対応できる業務継続計画を整備していること、整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施する予定であること、高度被ばく医療支援センターとしての役割を担うための業務方針を策定していることを確認した。

規制庁は、本報告において指定要件の改正に伴う変更箇所について、改正後の指定要件を満たしていることを確認した。

## 2) 人事異動等に伴う記載人員の変更

### ア. 原子力災害医療・総合支援センター

報告者4は、本報告に当たり、原子力災害医療・総合支援センターの指定要件で定めている(1)①、②、③、(3)①、②、③、④、(4)、(5)及び(6)について、人事異動等に伴う人員変更があるとしている。

規制庁は、本報告において人事異動等に伴う記載人員の変更について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

### イ. 高度被ばく医療支援センター

報告者4は、本報告に当たり、高度被ばく医療支援センターの指定要件で定めている(1)①、②、③、(3)①、②、③、④及び(4)の各項目について、人事異動等に伴う人員変更があるとしている。

規制庁は、本報告において人事異動等に伴う記載人員の変更について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

## 3) 使用する資機材等の更新、校正に伴う記載内容の変更

### ア. 原子力災害医療・総合支援センター

報告者4は、本報告に当たり、原子力災害医療・総合支援センターの指定要件で定めている項目のうち、(2)①、②及び(4)について、使用する資機材等の更新、校正に伴う記載内容の変更があるとしている。

具体的には一部資機材等の保管場所が新設された被ばく医療総合研修センターに変更されていること、治療に用いる薬剤を更新していること、衛星回線で使用する資機材を更新していること、測定機器類の校正をしていることのほか、資機材については適切な保管場所を確保している。

規制庁は、本報告において使用する資機材等の更新、校正及び管理方法について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

### イ. 高度被ばく医療支援センター

報告者4は、本報告に当たり、高度被ばく医療支援センターの指定要件で定めている項目のうち、(2)①及び②について、使用する資機材等の更新、校正に伴う記載内容の変更があるとしている。

規制庁は、本報告において使用する資機材等の更新、校正及び管理方法について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

以上のことから、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターの指定要件に定める項目を満たしていることを確認した。

## 5. 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

### (1) 確認の結果

規制庁が、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「報告者5」という。）から原子力災害対策指針及び指定要件に基づき報告のあった『「高度被ばく医療支援センター」及び「基幹高度被ばく医療支援センター」指定要件確認事項報告書』（令和4年7月4日付け令04量研（放）017）について、指定要件に沿って確認した結果、報告者5は高度被ばく医療支援センター及び基幹高度被ばく医療支援センターの指定要件を満たしている。

## 2. 報告の概要

報告者5が提出した『「高度被ばく医療支援センター」及び「基幹高度被ばく医療支援センター」指定要件確認事項報告書』及び報告者5の説明によれば、報告の概要は以下のとおりである。

### (1) 前回申請時（平成30年度）からの変更点

#### ア. 指定要件の改正に伴う変更

指定要件の改正（令和4年4月6日全部改正）に伴い、記載内容を指定要件に沿ったものとしている。

#### イ. 人事異動等に伴う記載人員の変更

学内外の人事異動等に伴い、記載人員を一部変更としている。

#### ウ. 使用する資機材等の更新、校正に伴う記載内容の変更

高度被ばく医療支援センター及び基幹高度被ばく医療支援センターで使用する資機材等の更新や直近の校正に伴い、記載資機材等を一部変更としている。

## 3. 確認の内容

本件確認に当たっては、報告者5が提出した『「高度被ばく医療支援センター」及び「基幹高度被ばく医療支援センター」指定要件確認事項報告書』の書類確認並びに規制庁担当者による現地確認及び報告者5のヒアリングを実施した。

その内容は以下のとおりである。

### (1) 指定要件の改正に伴う変更

#### ア. 高度被ばく医療支援センター

報告者5は、高度被ばく医療支援センターの指定要件で定めている(3)①のうち、新たに追加されたC)及びD)の項目について、立地道府県等、拠点病院、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターが行う研修に対し、研修カリキュラムや資料の作成・見直し、研修講師の養成等の支援が行える体制として、また、基幹高度被ばく医療支援センターが指定されている場合は、基幹高度被ばく医療支援センターが行うカリキュラムや資料の作成・見直し、講師の養成等の支援に協力する体制として、医師4名、看護師2名、診療放射線技師2名、研究職員8名、技術職員1名を配置している。また、E)の項目について、高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修を各職員が定期的に受講している。

(3)④のA)の項目について、甲状腺被ばく線量モニタリングの測定要員の派遣調整を行うことができる体制として、医師1名、看護師1名、診療放射線技師2名、技術者3名、研究者2名、事務職2名を配置している。また、B)の項目について、立地道府県等が行う原子力災害対策に協力することについて、その実績があることを確認した。

なお、(4)D)、E)、F)については、原子力災害に対応できる業務継続計画を整備していること、整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を令和4年度内に実施していること、高度被ばく医療支援センターとしての役割を担うための業務方針を策定していることを確認した。

規制庁は、本報告において指定要件の改正に伴う変更箇所について、改正後の指定要件を満たしていることを確認した。

#### イ. 基幹高度被ばく医療支援センター

報告者5は、基幹高度被ばく医療支援センターの指定要件で定めている(2)①のA)の項目について、重篤な被ばく患者に対して、診療を提供できる体制として、医師5名、看護師2名、診療放射線技師2名、技術職員1名を配置している。また、B)の項目について、アルファ核種等による高度専門的な線量評価(バイオアッセイ法、染色体分析等)を実施できる体制として、研究職員12名、技術職員1名を配置している。

(2)②のA)の項目について、高度被ばく医療支援センターで提供される診療に協力できる体制として、医師4名、看護師2名、診療放射線技師2名、技術職員2名を配置している。また、B)の項目について、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターに対して

専門的助言を提供できる体制として、医師2名を配置している。

(2) ③の A)の項目について、重篤な被ばく患者に対する高度専門的な診療に関する知識及び技能を有する医師を1名以上配置することとして、医師2名を配置している。また、B)の項目について、重篤な被ばく患者に対する線量評価(バイオアッセイ法、染色体分析等)の知識及び技能を有する専門人材を1名以上配置することとして、13人配置している。

(2) ④の A)の項目について、重篤な被ばくを含め原子力災害、放射線被ばく等に関する研究を行う体制を有していることとして、医師4名、研究職員12名、技術職員1名を配置している。また、B)の項目について、重篤な被ばくを含め原子力災害、放射線被ばく等に対応できる高度専門人材の確保、育成を行う体制を有していることとして、医師4名、看護師2名、診療放射線技師2名、研究職員6名、技術職員2名を配置している。

(3)の項目について、アクチニドを含む重篤な被ばく線量評価(特に内部被ばく)のために必要な機器及び資機材を有することを確認した。

(4) ①の D)の項目について、立地道府県等又は拠点病院が行う原子力災害医療に関する基礎的な研修や実践的な研修及び原子力災害医療・総合支援センター又は高度被ばく医療支援センターが行う高度専門的な研修カリキュラムや資料の作成・見直し並びにこれらの研修を行う講師の養成等の支援を行う体制を有することとして、医師3名、看護師2名、診療放射線技師2名、研究職員5名、技術職員1名を配置している。また、E)の項目について、作成したカリキュラム、資料等について、拠点病院等に提供できる体制として、具体的な提供方法を確認した。

なお、(5) A)、B)、C)の項目について、高度被ばく医療支援センターの確認内容のとおり、原子力災害に対応できる業務継続計画を整備していること、整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施していること、基幹高度被ばく医療支援センターとしての役割を担うための業務方針を策定していることを確認した。

## (2) 人事異動等に伴う記載人員の変更

### ア. 高度被ばく医療支援センター

報告者5は、本報告に当たり、高度被ばく医療支援センターの指定要件で定めている(1) ①、②、③、(3) ①、②、③、④及び(4)の各項目について、人事異動等に伴う人員変更があるとしている。

規制庁は、本報告において人事異動等に伴う記載人員の変更について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

イ. 基幹高度被ばく医療支援センター

報告者5は、本報告に当たり、基幹高度被ばく医療支援センターの指定要件で定めている(2)①、②、③、④、(4)①の各項目について、人事異動等に伴う人員変更があるとしている。

規制庁は、本報告において人事異動等に伴う記載人員の変更について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

(3) 使用する資機材等の更新、校正に伴う記載内容の変更

ア. 高度被ばく医療支援センター

報告者5は、本報告に当たり、高度被ばく医療支援センターの指定要件で定めている項目のうち、(2)①及び②について、使用する資機材等の更新、校正に伴う資機材等の変更があるとしている。

具体的には、一部資機材等の保管場所が新設された高度被ばく医療線量評価棟に変更されていること、治療に用いる薬剤を更新していること、衛星回線で使用する資機材を更新していること、測定機器類の校正していることのほか、資機材については適切な保管場所を確保している。

規制庁は、本報告において使用する資機材等の更新、校正及び管理方法について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

イ. 基幹高度被ばく医療支援センター

報告者5は、本報告に当たり、基幹高度被ばく医療支援センターの指定要件で定めている項目のうち、(3)について、使用する資機材等の更新、校正に伴う資機材等の変更があるとしている。

規制庁は、本報告において使用する資機材等の更新、校正及び管理方法について、前回申請時と同様に指定要件を満たしていることを確認した。

以上のことから、高度被ばく医療支援センター及び基幹高度被ばく医療支援センターの指定要件に定める項目を満たしていることを確認した。